



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 5月15日水曜日 第1355号外 1

◇ 目 次 ◇

告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置..... 1

告 示

○愛媛県告示第 995 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号。以下「法」という。）第19条の 5 第 1 項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知することができないので、法第19条の 8 第 1 項後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成14年 5月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講ずべき措置の内容

上浮穴郡久万町大字東明神乙 767 番64、北宇和郡広見町大字奈良1335番 3 並びに南宇和郡御荘町長洲1349番及び1350番において処分された廃油及び廃酸の混合物の入ったドラム缶の処分者等は、当該混合物の入ったドラム缶、その漏出物及び漏出物が混合した土壌を撤去するとともに、法第12条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準及び法第12条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理すること。

2 措置の期限

平成14年 5月24日

3 知事による措置

処分者等が 1 の措置を 2 の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

4 問い合わせ先

愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課

電話 (089)943 5924

